

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 9 件 |
| 国民年金関係                        | 6 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から46年3月まで

年金問題の報道を契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続及び保険料納付は、20歳の時から父が間違いなく行っていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は、制度発足時から国民年金に加入し、60歳まで国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、申立人及びその父の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年8月18日を資格取得日として46年7月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料については過年度納付が可能であったことから、納付意識の高かった申立人の父が申立期間の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

58歳になったときに社会保険庁から「年金加入記録のお知らせ」が届いたが厚生年金保険の資格取得日が相違していたため、照会したところ、昭和57年2月の国民年金加入記録について平成20年2月に記録の訂正が認められた。その際、申立期間の未納があると言われた。

当時、私の保険料は義母が納付してくれていたはずであり、義母が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、その義母は制度開始時から国民年金に加入し60歳までの保険料をすべて納付しており、申立人及びその義母の納付意識は高かったものと認められる。

また、A市役所保管の国民年金被保険者名簿から、申立人の昭和48年11月及び同年12月の保険料が49年5月15日に還付処理されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料が未納であったならば充当処理されるはずであるにもかかわらず還付されていることを考えると、申立期間の保険料は納付済みと記録されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間前後の保険料は納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人の義母が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和48年1月から49年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

母からは、父がA市役所B支所（現在は、廃止）に行って国民年金の加入手続きを行い、「C農協でお金をおろして昭和48年1月分からの保険料をまとめて納めてきたので未納はなくなった。」と言っていたと聞いている。父は、現在は高齢のため、話が聞ける状態ではないが、昔、父から同じような話を聞いた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は、一緒に納付を行っていた申立人の母とともに国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険との切替手続きも適切に行うなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳及び記録から、昭和48年1月27日を資格取得日として、50年1月に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料については過年度納付が可能であることから、納付意識の高い申立人の父が、過年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

さらに、申立人の父が、「申立人の保険料をまとめて納付したので未納はなくなった。」と語ったとする申立人の母の記憶は鮮明かつ具体的であり、その内容には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年2月及び同年3月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間は申請免除期間であり、保険料の納付事実は確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続はA町役場（現在は、B市役所C区総合事務所）において、自分で行った。申立期間当時、申請免除の手続をした覚えはなく、私の国民年金保険料は、同居していた母及び叔父の保険料とともに、当時のD農業協同組合（現在は、E農業協同組合F支店）の私か父名義の普通貯金口座から口座振替で納付していた。申立期間における母と叔父の保険料は納付済みなのに、私だけが申請免除期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、学生時代及び申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時同居していたその母及びその叔父の保険料と一緒に農業協同組合の普通貯金口座から口座振替により保険料を納付していたと主張しているところ、事実、G社会保険事務所保管の国民年金保険料納付状況一覧表から、申立人、その母及びその叔父に係る昭和58年4月から61年3月までの保険料については、ほぼ同一月に納付されていることが確認できる上、当時のA町農業協同組合における申立人の父名義の貯金取引明細から、申立期間においても他の納付月とほぼ同額のその母及びその叔父の保険料を含む引落額が確認できることを考慮すると、申立人のみが申請免除手続を行ったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から同年11月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和50年8月から同年12月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和50年8月ごろ、それまで勤めていた会社を退職して実家のあるA町（当時）に転居し、A町役場（現在は、B市役所C支所）において、転入届の申請とともに国民年金の再加入の申請を行った。国民年金手帳には昭和50年8月31日資格取得、同年12月22日資格喪失と記載しており、保険料の納付もしたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の保険料と一緒に納付したとするその母も、国民年金制度発足時から60歳になるまでの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその母の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和50年8月ごろ会社を退職してA町（当時）に転居した際に、国民年金の再加入申請を行ったとしているところ、事実、申立人が所持する国民年金手帳における被保険者資格の取得及び喪失記録及びB市役所の改製原戸籍の附票から、申立人が同年9月ごろに国民年金の再加入申請を行ったことが推認でき、この時点においては、保険料の現年度納付が可能であることから、納付意識の高い申立人が加入申請のみを行い保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年8月から37年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の国民年金保険料は、夫と一緒に、自宅へ来る集金人に私が支払っていた。集金人が国民年金手帳に押印していたのを覚えている。国民年金の制度ができたとき、必要だと思って最初から夫婦で加入したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月1日を資格取得日として、夫婦連番で払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の保険料については現年度納付が可能である上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の生活状況に大きな変化がみられないことから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年1月1日から同年5月31日までの船員保険料を事業主であるA（船舶所有者）により給与から控除されていたことが認められることから、船舶所有者Aにおける申立人の資格取得日に係る記録を30年1月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月31日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和30年1月1日から同年5月31日までの船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から同年9月9日まで

「ねんきん特別便」の船員保険加入期間を確認したところ、B船に乗船していた申立期間における船員保険の記録が無いことが判明した。

B船には、昭和30年1月1日から前任の機関長の後任として乗船していた。

このため、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳から、申立人は、B船の機関長として、船舶所有者Aにより、昭和30年1月1日から31年7月30日まで雇用されていたことが確認できる。

また、申立人は、B船の機関長として、前任の機関長であるCの後を受けて同船に乗船していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録から、船舶所有者Aの事業所記号である「\*」（船舶名の記録は無く、昭和29年9月1日に船員保険適用事業所となり、30年5月31日に適用事業所でなくなっている。）に係る船員保険被保険者名簿において、上記の機関長は30年1月2日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が一緒にB船に乗船していたとする同僚（既に他界）の妻は、

「夫は、昭和 30 年代に B 船に船員として乗船していた。」と証言している上、上記の「\*」の船舶に係る船員保険被保険者名簿において、当該同僚は、昭和 29 年 9 月 1 日に資格を取得し、30 年 5 月 31 日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立人の船員手帳に船長として記載されている者は、上記「\*」の船舶に係る船員保険被保険者名簿において、昭和 29 年 9 月 14 日に資格を取得し、30 年 5 月 31 日に資格を喪失していることが確認できる上、他の被保険者についても全員が同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業所記号が「\*」の船舶は B 船のことであり、申立人は、昭和 30 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間、同船に乗船し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船舶所有者 A の B 船(事業所記号「\*」)に係る船員保険被保険者名簿における申立人の昭和 30 年 9 月 10 日の船員保険被保険者資格取得時の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 1 月から同年 4 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年8月から8年9月までの期間については30万円、8年10月から9年6月までの期間については34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成6年8月から9年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月29日から9年7月20日まで

「ねんきん特別便」が来たので、A社に勤めていた平成6年8月29日から9年7月20日までの報酬額を確認したところ、給料明細書の総支給額が30万円から33万円であるのに、標準報酬月額が20万円から22万円となっていた。調査をして正しい等級(30万円以上)に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び社会保険庁の標準報酬月額に係る記録の変遷から、平成6年8月から8年9月までの期間については30万円、8年10月から9年6月までの期間については34万円の標準報酬月額に基づく保険料を事業主により控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は社会保険事務所の納付書どおり納付したとしており、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録における標準報酬月額が一致していないこと、並びに同社が保管している申立人に係る資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書における標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致していることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出がなされたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和26年7月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月20日から26年7月17日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和25年12月20日となっていた。

当時は昭和25年11月\*日に結婚したばかりで退職するわけもなく、同じ職場で働いていた妻が、26年1月30日に人員整理で解雇された時も在職していた。実際に同社を退職したのは26年7月16日であり、資格喪失日とされた日以後も給与をもらい、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、その業務内容等に変更が無かったことが認められる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人と同時期にA社に勤務し、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚は、申立期間において、いずれも同社に係る厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が証言している、当時のA社の従業員数は、社会保険事務所の記録における同社の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致していることから、同社はすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁の記録において、A社に係る昭和24年10月の定時決定における標準報酬月額が、26年10月の定時決定における標準報酬月額と同額と記載されている被保険者が多数確認できることから、申立人に係る24年10月の定時決定における標準報酬月額と同額の4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が昭和28年6月16日に解散しているため、事業主に確認することができない上、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったと認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月7日から41年10月1日まで  
昭和40年3月7日から41年10月1日の厚生年金保険の記録を確認したが、加入していないことになっており、納得がいかない。  
付近の住民に確認してもらえれば、当時私が勤務していた店の存在が確認できると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A店」の名称で法人により営業されていた店に勤務し、支給される給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てているが、B団体、C県公安委員会及びD警察署において申立事業所の登録を確認できない。

また、申立人は同僚の氏名は記憶しているものの、生年月日及び住所が不明なため、当該同僚を特定することができず、勤務実態等について確認することができない。

さらに、E商工会議所への照会により判明した事業主(既に他界)の子息は、「当時のA店は個人営業で、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している上、社会保険事務所の記録において、申立期間当時、事業主の氏名等における厚生年金保険の適用事業所は確認できないことから、A店は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで  
社会保険庁から郵送された「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入事実が無いことが判明した。

平成 5 年 3 月 31 日に A 社を退社しており、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 5 年 3 月 31 日に A 社を退社したと主張しているが、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認できる雇用保険加入記録等の関連資料は無い上、当時の同僚二人は申立人が同社を退職した日については不明と回答していることから、申立人の申立期間における勤務の事実を確認することができない。

また、A 社は、営業を休止しており関連資料の有無について確認できない上、事業主から照会に対する回答が得られないことから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 11 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録の照会をしたところ、勤務期間の一部について、被保険者記録が確認できない旨の回答を受け取った。

昭和 43 年 3 月から 50 年 8 月までの期間、A 社で勤務した。一時期、関連会社である B 社で勤務したが、その期間についても勤務期間の空白は無く、厚生年金保険被保険者期間に欠落があるのは納得ができない。

このため、申立期間について、再度調査を行い、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、B 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、B 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 48 年 7 月 1 日であり、申立期間においては、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、申立人のほかに申立期間当時において A 社から B 社に移った同僚が 4 人確認できるが、いずれも申立人と同様に 1 か月から 2 か月の期間、厚生年金保険被保険者でない期間があることが確認でき、当該同僚のうち連絡先が判明した 2 人は、「被保険者でない期間があることは承知している。」と証言している。

さらに、B 社は既に廃業しており、A 社は申立期間における保険料控除については、資料が残存していないため不明としている上、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給

与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。